

1

令和 7 年第 1 回

多治見市議会定例会議案

令和 7 年 2 月 20 日

目 次

報第1号	専決処分の報告について	1
報第2号	専決処分の報告について	3
承第1号	専決処分の承認を求めるについて	4
議第1号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を 制定するについて	5
議第2号	多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関 する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の 一部を改正するについて	9
議第3号	多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するについて	10
議第4号	多治見市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するについて	12
議第5号	多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについて	13
議第6号	多治見市職員退職手当に関する条例の一部を改正するについて	17
議第7号	多治見市手数料条例の一部を改正するについて	18
議第8号	多治見市国民健康保険条例の一部を改正するについて	105
議第9号	多治見市営住宅管理条例の一部を改正するについて	106
議第31号	市政監察契約の締結について	107
議第32号	工事請負契約の変更について	108
議第33号	多治見市固定資産評価審査委員会委員の選任について	109
議第34号	多治見市子どもの権利擁護委員の選任について	110
議第35号	市道路線の廃止及び認定について	111
議第36号	市道路線の廃止及び認定について	112
議第37号	市道路線の廃止及び認定について	113
議第38号	市道路線の廃止及び認定について	114
議第39号	市道路線の廃止及び認定について	115
議第40号	市道路線の認定について	116
議第41号	市道路線の認定について	117
議第42号	市道路線の認定について	118

議第43号	市道路線の認定について	119
議第44号	市道路線の認定について	120
議第45号	市道路線の認定について	121

報第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年2月20日提出

多治見市長 高 木 貴 行

専第1号

損害賠償の額を定めるについて

令和6年10月30日午前9時10分頃、本市職員（三の倉センター所属）が、公用車（収集車）を停車し、運転席から降車した際に電動パーキングブレーキの確認を怠ったため、公用車が坂道を無人で後退し、開いたままの運転席側ドアが市内根本町5丁目地内の民有地敷地内に駐車してあった車両に接触した。その後、さらに坂道を後退し、市内昭栄町地内に設置するごみステーションに公用車の左後部が衝突した。公用車は、当該ごみステーションから約28メートル後退した後、個人所有の竹林に突き当たり停車した。

以上により、次の損害を与えた。

- （1） 根本町5丁目地内の民有地敷地内に駐車してあった車両の左右フロントフェンダー、ボンネット及びフロントバンパーを破損させた。
- （2） 昭栄町地内に設置するごみステーション（金属支柱・金属メッシュ製）を全壊させた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和 7 年 1 月 7 日

多治見市長 高 木 貴 行

- (1) 損害賠償額 一金 268,510円
- (2) 損害賠償額 一金 106,700円

報第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年2月20日提出

多治見市長 高 木 貴 行

専第2号

損害賠償の額を定めるについて

市内笠原町地内において、市有地に自生する立木が一定期間にわたり隣接地にある倉庫に接触していたことで、当該倉庫の屋根及び壁面を破損させ、損害を与えた。当該倉庫を使用する者が破損を発見し、令和6年8月28日本市職員が破損の事実を確認したもの。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年1月23日

多治見市長 高 木 貴 行

損害賠償額 一金 199,650円

承第 1 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、令和 6 年度多治見市一般会計補正予算（第 6 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 7 年 2 月 20 日 提出

多治見市長 高 木 貴 行

専第 3 号

令和 6 年度多治見市一般会計補正予算（第 6 号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 7 年 1 月 24 日

多治見市長 高 木 貴 行

議第 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
を制定するについて

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のよう
に制定するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日 提出

多治見市長 高 木 貴 行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(多治見市功労者表彰条例の一部改正)

第 1 条 多治見市功労者表彰条例（昭和 55 年条例第 1 号）の一部を次のように改正す
る。

第 2 条第 2 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(多治見市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第 2 条 多治見市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年条例第 40 号）の一部
を次のように改正する。

第 51 条から第 53 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(多治見市個人情報保護法に基づく開示請求に関する条例の一部改正)

第 3 条 多治見市個人情報保護法に基づく開示請求に関する条例（令和 4 年条例第 29
号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項及び第 2 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(多治見市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 4 条 多治見市職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和 26 年条例第 37 号）の
一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(多治見市職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 多治見市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第18条の5第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第18条の6第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(多治見市職員退職手当に関する条例の一部改正)

第6条 多治見市職員退職手当に関する条例(昭和28年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号及び第5項第2号、第16条の見出し及び同条第1項第1号、第17条第1項第1号並びに第19条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(多治見市美しい風景づくり条例の一部改正)

第7条 多治見市美しい風景づくり条例(平成13年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第38条中「第100条」を「第101条」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第39条中「第101条」を「第102条」に改める。

第40条中「第102条」を「第103条」に改める。

第41条中「第103条」を「第104条」に改める。

第42条中「第104条」を「第105条」に改める。

第43条中「第105条」を「第106条」に改める。

第44条中「第106条」を「第107条」に改める。

(多治見市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第8条 多治見市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(多治見市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第9条 多治見市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第７条中多治見市美しい風景づくり条例第38条の改正規定（「第100条」を「第101条」に改める部分に限る。）及び第39条から第44条までの改正規定は、公布の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第２条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧刑法第16条に規定する拘留に処せられた者とみなす。

（多治見市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第５条の規定による改正後の多治見市職員の給与に関する条例第18条の６第１項第１号及び第５項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（多治見市職員退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の多治見市職員退職手当に関する条例第15条第1項及び第5項、第16条第1項第1号並びに第19条第4項並びに多治見市職員退職手当に関する条例第19条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議第 2 号

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するについて

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日 提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第 12 項」を「第 2 条第 13 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 15 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議第3号

多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するについて

多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正するものとする。

令和7年2月20日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の4第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第16条第1項中「規則で定める者」の次に「（第18条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第18条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申出（以下この条及び次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日

から翌年の３月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

- 3 任命権者は、職員が第１項の規定により申し出たこと又は請求等をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の３ 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (１) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (２) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (３) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第８条の４第２項の規定による請求（３歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、市の規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議第 4 号

多治見市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するについて

多治見市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 4 号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

多治見市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項」を「第 61 条の 2 第 20 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議第 5 号

多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについて

多治見市職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日 提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（多治見市職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 多治見市職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「及び第 3 号から第 6 号までのいずれか」を削り、「扶養親族について」を「扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）について」に、「6,500 円」を「13,000 円」に、「同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）」を「同項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族」に、「10,000 円」を「6,500 円」に改め、同条第 4 項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第 11 条を次のように改める。

第 11 条 削除

第 11 条の 3 第 1 項第 2 号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第12条第1項中「1か月」を「1箇月」に、「55,000円」を「15万円」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「6か月」を「6箇月」に、「1か月」を「1箇月」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第12条の2第2項中「30,000円」を「3万円」に、「70,000円」を「7万円」に改め、同条第3項中「職員以外の地方公務員、国家公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国、県若しくは市の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち、市の規則で定めるものに使用される者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改める。

第18条の3第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号別記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して市の規則で定める勤務をした職員にあっては、この額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第18条の9中「、第11条及び第11条の3」を削る。

（多治見市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第2条 多治見市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成16年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員等」を「法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「、住居手当」を削り、同項に次の1号を加える。

- （3） 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員 第1号に掲げるもののうち、扶養手当、住居手当及び退職手当を除いたもの

（多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第3条 多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第33条第2項中「55,000円」を「15万円」に改める。

（多治見市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 多治見市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条の2第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第11条の2第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第18条中「、第5条の2」及び「又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員」を削り、同条を同条第1項とし、同条に次の1項を加える。

2 第5条、第5条の2及び第15条の規定は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

2 施行日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の多治見市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第10条の規定の適用については、同条第2項中「（5） 重度心身障害者」とあるのは

「（5） 重度心身障害者

（6） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは

「、同項第 6 号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

- 3 施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における第 4 条の規定による改正後の多治見市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 5 条の規定の適用については、同条第 2 項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

」

とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

- 4 改正後の給与条例第12条の 2 第 3 項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

- 5 多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「から第11条まで」を「、第10条」に改める。

第10条第 1 項中「、第11条」を削る。

（多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正）

- 6 多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「から第11条まで」を「、第10条」に改める。

（多治見市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 7 多治見市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の13の表第18条の 9 の項を次のように改める。

第18条の 9	第10条	第10条及び第11条の 3
	定年前再任用 短時間勤務職員	短時間勤務職員

議第 6 号

多治見市職員退職手当に関する条例の一部を改正するについて

多治見市職員退職手当に関する条例（昭和28年条例第25号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日 提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例

多治見市職員退職手当に関する条例（昭和28年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第12条第11項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について、同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項第 1 号及び第 2 号を削る。

附則第10項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第12条第11項（第 4 号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した多治見市職員退職手当に関する条例第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって施行日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議第 7 号

多治見市手数料条例の一部を改正するについて

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日 提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市手数料条例の一部を改正する条例

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表24の項の次に次のように加える。

24の2	都市計画法第29条第1項の許可を受けた工事に係る宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第18条第1項に規定する工事の検査の申請に対する審査手数料	1 件 に つ き	57,000 円 以 内 で 規 則 で 定 め る 額	
------	---	-----------	------------------------------	--

別表40の項中

「

5,000円	建築物の移転をした場合にあっては、床面積の合計は当該移転に係る部分の床面積の2分の1とする。
9,000円	
14,000円	
19,000円	

」を

「

7,000円	1 建築物の移転をし、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合にあっては、
24,000円	

56,000円	床面積の合計は当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積の2分の1とする。
88,000円	2 申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機その他の建築設備が含まれている場合は、42の2の項又は42の3の項に定める額を加えた額とする。 3 申請に係る計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為である場合で、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に適合するか審査するときは、一戸建ての住宅は1件につき床面積の合計が200平方メートル未満のものは14,000円、200平方メートル以上のものは16,000円、共同住宅等（長屋、共同住宅その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。次項において同じ。）は1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のものは27,000円、300平方メートル以上のものは42,000円を加えた額とする。

」に

改め、同表41の項中

「

5,000円	
9,000円	
14,000円	
19,000円	

」を

「

7,000円	1 申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機その他の建築設備が含まれている場合は、42の2の項又は42の3の項に定める額を加えた額とする。 2 申請に係る計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為である場合で、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に適合するか審査するときは、一戸建ての住宅は1件につき床面積の合計が200平方メートル未満のものは14,000円、200平方メートル以上のものは16,000円、共同住宅等は1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のものは27,000円、300平方メートル以上のものは42,000円を加えた額とする。
24,000円	
56,000円	
88,000円	

」に

改め、同表42の項中

「

1万円	建築物の移転をした場合にあっては、床面積の合計は当該移転に係る部分の床面積の2分の1とする。
12,000円	
16,000円	
22,000円	

」を

「

19,000円	1 建築物の移転をし、又は大規模の修繕若し
---------	-----------------------

24,000円	くは大規模の模様替をする場合にあっては、床面積の合計は当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積の2分の1とする。
40,000円	
57,000円	
2	申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機その他の建築設備が含まれている場合は、42の4の項に定める額を加えた額とする。

」に

改め、同項の次に次のように加える。

42の2	建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定による建築設備の確認申請手数料又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定による建築設備の計画通知に対する審査手数料	昇降機 その他 の建築 設備 (小荷 物専用 昇降機 を除く。)	1件につ き	24,000円	
		小荷物 専用昇 降機	1件につ き	10,000円	
42の3	建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定による建築設備の計画変更確認申請手数料又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定による建築設備の計画変更通知に対する審査手数料	昇降機 その他 の建築 設備 (小荷 物専用 昇降機 を除く。)	1件につ き	10,000円	

		小 荷 物 専 用 昇 降機	1 件 に つ き	7,000円	
42の4	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定による建築設備の工事完了検査申請手数料又は同法第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定による建築設備の工事完了通知に対する審査手数料	昇 降 機 そ の 他 の 建 築 設 備 (小 荷 物 専 用 昇 降 機 を 除 く。)	1 件 に つ き	48,000円	
		小 荷 物 専 用 昇 降機	1 件 に つ き	26,000円	

別表43の項中「8,000円」を「18,000円」に改め、同表44の項中「4,000円」を「8,000円」に改め、同表45の項中「9,000円」を「33,000円」に改め、同表45の2の項を同表45の3の項とし、同表45の項の次に次のように加える。

45の2	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は同法第88条第1項において準用する場合を含む。）又は同法第18条第38項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は同法第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する建築物等の仮使用の認定申請手数料	1 件 に つ き	120,000円	
------	--	--------------	----------	--

別表46の項中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に、「12万円」を「120,000円」に改め、同表49の項中「一敷地内建築物」を「一敷地内認定建築物」に、「建築物の建築」を「建築物」に改め、同表51の4の項中「12万円」を「120,000円」に改め、同項の次に次のように加える。

51の5	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項に規定する既存建築物の敷地等と道路との関係の特例の認定申請手数料	1 件 につ き	27,000円	
51の6	建築基準法施行令第137条の12第7項に規定する既存建築物に係る道路内の建築制限の特例の認定申請手数料	1 件 につ き	27,000円	

52の6	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項から52の8の項までにおいて「法」という。）第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	1	登録住宅性能評価機関が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すること証する書を添付する	ア 一戸建ての住宅		1 件につき	5,000円	1 2 の区分に掲げる場合において、一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の住戸部分をエ、オ又はカのうち2以上の区分により計算する評価方法による場合の手数料の額は、
				イ 一戸建ての住宅以外に住戸数が1を超え5以下のもの	申請戸数が1のもの	1 件につき	5,000円	
					申請戸数が1を超え5以下のもの	1 件につき	10,000円	

る場 合 の 他 市 長 が 定 め る 方 法 に よ る 場 合	宅 の	申 請 戸 数 が 5 を 超 え 10 以 下 の も の	1 件 に つ き	17,000円	エ、オ又 はカの区 分に掲げ る当該申 請の各戸 数に応じ それぞれ 該当する 区分に掲 げる額を 合計した 額（当該 合計した 額が、カ の 区 分 （当該建 築物の住 戸部分を エ及びオ の区分に より計算 する評価 方法によ る 場 合 は、オの 区分）に 掲げる当 該申請の 全戸数に 応じそれ
	人 の 居 住 の 用 に 供 す る 部 分 を い う 。 以 下 こ の 項	申 請 戸 数 が 10 を 超 え る も の	1 件 に つ き	29,000円	

				から 52 の 14 の 項 ま で に お い て 同 じ。)			ぞれ該当 する区分 に掲げる 額を超え る場合に あつて は、当該 額) とす る。
				ウ 一戸 建ての住 宅以外の 住宅の共 用部分 (住宅の 用途に供 する共用 廊下、共 用階段そ の他の住 戸部分以 外の部分 をいう。	1 件につ き	10,000円	2 一戸建 ての住宅 以外の住 宅につい て、申請 に係る建 築物の共 用部分を 計算する 評価方法 による場 合の手数 料の額は 、イの区 分(2の区 分に掲げ る場合に あつては 、エ、オ 又はカの 区

			以下この 項から52 の14の項 までにお いて同 じ。)			分) に掲 げる当該 申請戸数 に応じそ れぞれ該 当する区 分に掲げ る額 (1 に規定す る場合に あって は、その 規定によ り計算し た額) 及 びウの区 分 (2 の 区分に掲 げる場合 にあって は、キの 区分) に 掲げる額 を合計し た額とす る。
			エ 住宅 以外の 建築物	1 件につ き	10,000円	
	2 1	ア 一戸 建ての住 宅 (建築 物エネル ギー消費 性能基準 等を定め る省令 (平成28 年経済産 業省・国 土交通省 令第1 号。以下 この項か ら52の14 の項まで において 「省令」 とい う。) 第	1 件につ き	19,000円		3 一戸建 ての住宅 以外の住 宅につい
	に掲 げる 場合 以外 の場 合					

			10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)		て、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、イの区分(2の区分に掲げる場合にあっては、エ、オ又はカの区分)に掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ該当する区分に掲げる額(1又は2に規定する場合にあっては、これらの規定
			イ 一戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	1件につき	28,000円

			ウ	一戸建ての住宅（ア及びイに掲げる住宅を除く。）	1件につき	37,000円	により計算した額）及びエの区分（2の区分に掲げる場合にあっては、ク又はケの区分）に掲げる額を合計した額とする。 4 法第54条第2項の規定に基づき低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうか
			エ	申請戸数が1戸建ての	1件につき	19,000円	
				の申請戸数が1戸を超え5以下の住宅の	1件につき	36,000円	
				の申請戸数が5戸を超え10以下の省令第	1件につき	51,000円	
				10戸数	1件につき	74,000円	

			条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する	が10を超えるもの		の審査の申出があった場合には、40の項(備考の欄を含む。)で定める額を加えた額とする。
--	--	--	------------------------------------	-----------	--	---

	場 合 に 限 る。)			
	オ	申 請 戸 数 が 1 の も の	1 件 に つ き	28,000円
	の	申 請 戸 数 が 1 を 超 え 5 以 下 の も の	1 件 に つ き	55,000円
	の	申 請 戸 数 が 5 を 超 え 10 以 下 の も の	1 件 に つ き	78,000円
	第 10 条	申 請 戸 数 が 10	1 件 に つ き	110,000円

				第 2 号イ (1) 及びロ (2) に掲げる基準又は同号イ (2) 及びロ (1) に掲げる基	を 超 え る もの			
--	--	--	--	--	------------------	--	--	--

				準を満たしていることを確認する場合に限る。)			
				カ 一 戸 建 て の 住 宅 以	申 請 戸 数 が 1 の も の 申 請 戸 数 が 1 を 超	1 件 につ き	37,000円
						1 件 につ き	75,000円

			外 の 住 宅 の 住 戸 部 分 (エ 及 び オ に 掲 げ る 住 宅 の 住 戸 部 分 を 除 く。)	え 5 以 下 の も の		
				申 請 戸 数 が 5 を 超 え 10 以 下 の も の	1 件 に つ き	105,000円
				申 請 戸 数 が 10 を 超 える も の	1 件 に つ き	148,000円
			キ 一 戸		1 件 に つ	118,000円

			建ての住宅以外の住宅の共用部分			
			ク 住宅以外の建築物（省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）	1 件 につ	94,000円	
			ケ 住宅以外の建築物（クに掲げる建築物を除く。）	1 件 につ	247,000円	
52の7	法第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請手数料	1 登録住宅性能評価機関が	ア 一戸建ての住宅	1 件 につ	3,000円	1 2 の区分に掲げる場合において、一戸建ての住宅以
			イ 申請戸数が1	1 件 につ	3,000円	

		法 第	建	の も			外の住宅について、申請に係る建築物の住戸部分をエ、オ又はカのうち2以上の区分により計算する評価方法による場合の手数料の額は、エ、オ又はカの区分に掲げる当該申請の各戸数に応じそれぞれ該当する区分に掲げる額を合計した額（当該合計した額が、カ
		54 条	て	の			
		第 1	の	申 請	1 件 に つ	6,000円	
		項 各	住	戸 数	き		
		号 に	宅	が 1			
		掲 げ	以	を 超			
		る 基	外	え 5			
		準 に	の	以 下			
		適 合	住	の も			
		す る	宅	の			
		こ と	の	申 請	1 件 に つ	10,000円	
		を 証	住	戸 数	き		
		す る	戸	が 5			
		書 面	部	を 超			
		を 添	分	え 10			
		付 す		以 下			
		る 場		の も			
		合 そ		の			
		の 他		申 請	1 件 に つ	17,000円	
		市 長		戸 数	き		
		が 定		が 10			
		め る		を 超			
		方 法		え る			
		に よ		も の			
		る 場	ウ	一 戸	1 件 に つ	6,000円	
		合	建	て の	き		
			住	宅 以			
			外	の 住			
			宅	の 共			
			用	部分			

		エ 住宅 以外の建 築物	1 件 に つ	6,000円	の 区 分 (当該建 築物の住 戸部分を エ及びオ の区分に より計算 する評価 方法によ る 場 合 は、オの 区分) に 掲げる当 該申請の 全戸数に 応じそれ ぞれ該当 する区分 に掲げる 額を超え る場合に あ っ て は、当該 額) とす る。
2	1 に 掲 げ る 場 合 以 外 の 場 合	ア 一 戸 建ての住 宅(省令 第10条第 2号イ (2)及び ロ(2)に 掲げる基 準を満た している ことを確 認する場 合 に 限 る。)	1 件 に つ	10,000円	2 一 戸建 ての住宅 以外の住 宅につい て、申請
		イ 一 戸 建ての住 宅(省令 第10条第 2号イ (1)及び ロ(2)に 掲げる基 準又は同 号イ(2) 及 び ロ (1)に掲 げる基準	1 件 に つ	14,000円	

			を満たしていることを確認する場合に限る。)			に係る建築物の共用部分を計算する評価方法による場合の手数料の額は、イの区分（2の区分に掲げる場合にあつては、エ、オ又はカの区分）に掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ該当する区分に掲げる額（1に規定する場合にあつては、その規定により計算し
		ウ	一戸建ての住宅（ア及びイに掲げる住宅を除く。）	1件につき	19,000円	
		エ	申請戸数が1のものの	1件につき	10,000円	
			の申請戸数が1を超え5以下のものの	1件につき	19,000円	
			の申請戸数が5を超	1件につき	27,000円	

				分 (省 令 第 10 条 第 2 号 イ (2))及 び ロ (2))に 掲 げ る 基 準 を 満 た し て い る こ	え 10 以 下 の も の			た額) 及 びウの区 分(2の 区分に掲 げる場合 にあって は、キの 区分)に 掲げる額 を合計し た額とす る。
					申 請 戸 数 が 10 を 超 える もの	1 件 に つ き	40,000円	3 一戸建 ての住宅 以外の住 宅につい て、申請 に係る建 築物に住 宅以外の 建築物が 含まれて いる場合 の手数料 の額は、 イの区分 (2の区 分に掲げ る場合に あ っ て

				とを 確 認 す る 場 合 に 限 る。)			は、エ、 オ又はカ の区分) に掲げる 当該申請 戸数に応 じそれぞ れ該当す る区分に 掲げる額 (1又は 2に規定 する場合 にあって は、これ らの規定 により計 算した額)及びエ の区分 (2の区 分に掲げ る場合に あって は、ク又 はケの区 分)に掲 げる額を 合計した 額とす	
				オ 一 戸 建 て の 住 宅 以 外 の 住 宅 の 住 戸 部 分	申 請 戸 数 が 1 の も の	1 件 に つ き	14,000円	
					申 請 戸 数 が 1 を 超 え 5 以 下 の も の	1 件 に つ き	29,000円	
					申 請 戸 数 が 5 を 超 え 10	1 件 に つ き	41,000円	

			(以下 省の 令第 10条 第2号 イ(1))及び ロ(2))に掲 げる 基準 又は 同号 イ(2))及び ロ			る。 4 法第55 条第2項 において 準用する 法第54条 第2項の 規定に基 づき低炭 素建築物 新築等計 画が建築 基準法第 6条第1 項に規定 する建築 基準関係 規定に適 合するか どうかの 審査の申 出があっ た場合に あつて は、41の 項(備考 の欄を含 む。)で 定める額 を加えた
			申請戸数が10を超えるもの	1件につき	58,000円	

				(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)			額とする。
				カ 一 戸	申請戸数が1	1件につき	19,000円

			建	の も		
			て	の		
			の	申 請	1 件 に つ	38,000円
			住	戸 数	き	
			宅	が 1		
			以	を 超		
			外	え 5		
			の	以 下		
			住	の も		
			宅	の		
			の	申 請	1 件 に つ	54,000円
			住	戸 数	き	
			戸	が 5		
			部	を 超		
			分	え 10		
			(	以 下		
			エ	の も		
			及	の		
			び	申 請	1 件 に つ	77,000円
			オ	戸 数	き	
			に	が 10		
			掲	を 超		
			げ	え る		
			る	もの		
			住			
			宅			
			の			
			住			
			戸			
			部			

			分 を 除 く。)			
			キ 一戸建 ての住宅 以外の住 宅の共用 部分	1 件につ き	60,000円	
			ク 住宅 以外の建 築物（省 令第10条 第1号イ （2）及び ロ（2）に 掲げる基 準を満た している ことを確 認する 場合に限 る。）	1 件につ き	48,000円	
			ケ 住宅 以外の建 築物（ク に掲げる 建築物を 除く。）	1 件につ き	124,000円	

52の8	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2に規定する軽微な変更に該当することを証する書面の交付手数料	1 登録住宅性能評価機関が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合その他市長が定める方法によ	ア 一戸建ての住宅		1 件につき	2,000円	1 2の区分に掲げる場合において、一戸建ての住宅以外について、申請に係る建築物の住戸部分をエ、オ又はカのうち2以上の区分により計算する評価方法による場合の手数料の額は、エ、オ又はカの区分に掲げる当該申請の各戸数に応じそれぞれ該当する
			イ 申請戸数が1戸建ての住宅以外	の住戸部分	1 件につき	2,000円	
					申請戸数が1を超え5以下のもの	3,000円	
					申請戸数が5を超え10以下のもの	5,000円	
					申請戸数が10を超えるもの	9,000円	

る 場 合	ウ 一 戸	1 件 に つ	3,000円	区分に掲 げる額を 合計した 額（当該 合計した 額が、カ の 区 分 （当該建 築物の住 戸部分を エ及びオ の区分に より計算 する評価 方法によ る 場 合 は、オの 区分）に 掲げる当 該申請の 全戸数に 応じそれ ぞれ該当 する区分 に掲げる 額を超え る場合に あ っ て は、当該 額）とす
	建ての住 宅以外の 住宅の共 用部分	き		
2 1 に 掲 げ る 場 合 以 外 の 場 合	エ 住 宅	1 件 に つ	3,000円	区分に掲 げる額を 合計した 額（当該 合計した 額が、カ の 区 分 （当該建 築物の住 戸部分を エ及びオ の区分に より計算 する評価 方法によ る 場 合 は、オの 区分）に 掲げる当 該申請の 全戸数に 応じそれ ぞれ該当 する区分 に掲げる 額を超え る場合に あ っ て は、当該 額）とす
	以外の建 築物	き		
	ア 一 戸	1 件 に つ	5,000円	
	建ての住 宅（省令 第10条第 2 号 イ （2）及び ロ（2）に 掲げる基 準を満た している ことを確 認する場 合 に 限 る。）	き		区分に掲 げる額を 合計した 額（当該 合計した 額が、カ の 区 分 （当該建 築物の住 戸部分を エ及びオ の区分に より計算 する評価 方法によ る 場 合 は、オの 区分）に 掲げる当 該申請の 全戸数に 応じそれ ぞれ該当 する区分 に掲げる 額を超え る場合に あ っ て は、当該 額）とす
	イ 一 戸	1 件 に つ	7,000円	
	建ての住 宅（省令 第10条第 2 号 イ （1）及び ロ（2）に 掲げる基	き		

				準又は同 号イ(2) 及びロ (1)に掲 げる基準 を満たし ているこ とを確認 する場合 に限 る。)			る。
				ウ 一戸 建ての住 宅(ア及 びイに掲 げる住宅 を除 く。)	1 件につ き	10,000円	2 一戸建 ての住宅 以外の住 宅につい て、申請 に係る建 築物の共 用部分を 計算する 評価方法 による場 合の手数 料の額は、イの 区分(2 の区分に 掲げる場 合にあっては、 エ、オ又 はカの区 分)に掲 げる当該 申請戸数 に応じそ れぞれ該 当する区 分に掲げ る額(1
				エ 申請 一戸数 戸数が1 建ての もの	1 件につ き	5,000円	
				の申請 住宅戸 数以外 が1を 超え5 以下の もの	1 件につ き	9,000円	

宅の	申請戸数が5を超え10以下のも	1件につき	14,000円	に規定する場合にあっては、その規定により計算した額）及びウの区分（2の区分に掲げる場合にあっては、キの区分）に掲げる額を合計した額とする。
	第10条第2号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準を満たすもの	1件につき	20,000円	
				3 一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料

				の額は、 イの区分 （２の区 分に掲げ る場合に あって は、エ、 オ又はカ の区分） に掲げる 当該申請 戸数に応 じそれぞ れ該当す る区分に 掲げる額 （１又は ２に規定 する場合 にあって は、これ らの規定 により計 算した 額）及び エの区分 （２の区 分に掲げ る場合に あって
	して いる こと を確 認す る場 合に 限る。 ）			
	オ	申請戸数が１のものの	１件につき	7,000円
	の住宅以外の住宅	申請戸数が１を超え５以下のもの	１件につき	14,000円

の 住 戸 部 分 （ 省 令 第 10 条 第 2 号 イ （1 ）及 び ロ （2 ）に 掲 げ る 基 準 又 は 同 号	申 請 戸 数 が 5 を 超 え 10 以 下 の も の	1 件 に つ き	20,000円	は、ク又 はケの区 分）に掲 げる額を 合計した 額 と す る。
	申 請 戸 数 が 10 を 超 え る もの	1 件 に つ き	29,000円	

イ (2))及 び ロ (1))に 掲 げ る 基 準 を 満 た し て い る こ と を 確 認 す る 場 合 に 限							
--	--	--	--	--	--	--	--

	る。)		
カ	申請戸数が1のものの	1件につき	10,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の	申請戸数が1を超え5以下のものの	1件につき	19,000円
の住戸部分（エ及び	申請戸数が5を超え10以下のものの	1件につき	27,000円
びオに掲げる住	申請戸数が10を超えるものの	1件につき	38,000円

		宅 の 住 戸 部 分 を 除 く。)		
		キ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	1 件につ	30,000円
		ク 住宅以外の建築物（省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）	1 件につ	24,000円
		ケ 住宅	1 件につ	62,000円

			以外の建築物（クに掲げる建築物を除く。）			
52の9	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項から52の14の項まで（52の13の項を除く。）において「法」という。）第11条第1項及び第12条第2項に規定する計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	ア	一戸建ての住宅（エに掲げる住宅を除く。）（省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）	1 件 につ	19,000円	1 一戸建ての住宅以外の住宅について、建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この項から52の14の項までにおいて「判定」という。）を行う建築物の住戸部分をオ、カ又はキのうち2以上の区分により計算
		イ	一戸建ての住宅（エに掲げる住宅を除く。）（省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）に掲げる基準又は同号イ（2）及びロ（1）に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）	1 件 につ	28,000円	
		ウ	一戸建ての住宅（ア、イ及び	1 件 につ	37,000円	

		エに掲げる住宅を除く。)			する評価方法による場合の手数料の額は、オ、カ又はキの区分に掲げる当該申請の各戸数に応じ
	エ	一戸建ての住宅（法第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第3項に規定する他の建築物に限る。）	1件につき	5,000円	それぞれ該当する区分に掲げる額を合計した額（当該合計した額が、キの区分（当該建築物の住戸部分をオ及びカの区分により計算する評価方法による場合は、カの
	オ	一戸建ての住宅以外 の住宅の住戸部分（クえ10以下に掲げる住宅の住戸部分を除く。） （省	申請戸数が1のもの 申請戸数が1を超え5以下のもの 申請戸数が5を超え10以下のもの 申請戸数が10を超えるもの	1件につき 1件につき 1件につき 1件につき	19,000円 36,000円 51,000円 74,000円

				令 第 1 条 第 1 項 第 2 号 イ (2) 及 び ロ (2) に 掲 げ る 基 準 を 満 た し て い る こ と を 確 認 す る 場 合 に 限 る 。)			区分) に 掲げる当 該申請の 全戸数に 応じそれ ぞれ該当 する区分 に掲げる 額を超え る場合に あつて は、当該 額) とす る。 2 一戸建 ての住宅 以外の住 宅につい て、判定 に係る建 築物の共 用部分を 計算する 評価方法 による場 合の手数 料の額は、オ、 カ、キ又 はクの区
	カ 一 戸建 ての 住宅 以外 の住	申請戸数 が 1 のも きの	1 件につ き		28,000円		
		申請戸数 が 1 を超 え 5 以下	1 件につ き		55,000円		

宅の	のもの			分に掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ該当する区分に掲げる額（１に規定する場合にあっては、その規定により計算した額）及びケ又はコの区分に掲げる額を合計した額とする。
	住戸部分が５を超す（クえ１０以下に掲げる住宅の住戸部分を除く。）（省令第１条第１項第２号イ（１）及びロ（２）に掲げる基準又は同号イ（２）	申請戸数が１件につき	78,000円	
		申請戸数が１件につき	110,000円	3 一戸建ての住宅以外の住宅について、判定を行う建築物に住宅以外の建築物が

		及び ロ (1) に掲 げる 基準 を満 たし てい るこ とを 確認 する 場合 に限 る。)			含まれて いる場合 の手数料 の額は、 オ、カ、 キ又はク の区分に 掲げる当 該申請戸 数に応じ それぞれ 該当する 区分に掲 げる額 (1又は 2に規定 する場合 にあって は、これ らの規定 により計 算した額) 及び サ、シ、 ス又はセ の区分に 掲げる額 (4に規 定する場合 にあって
	キ一 戸建 ての	申請戸数 が1のも の	1件につ き	37,000円	
	住宅 以外 の住 宅の	申請戸数 が1を超 え5以下 のもの	1件につ き	75,000円	
	住戸 部分 (オ 、カ 及び クに	申請戸数 が5を超 え10以下 のもの	1件につ き	105,000円	
		申請戸数 が10を超 き	1件につ き	148,000円	

		掲げるもの			ては、その規定により計算した額)を合計した額とする。
	る住宅の住戸部分を除く。)				4 住宅以外
	ク一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(法第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性	申請戸数が1のもの	1件につき	5,000円	外の建築物について、判定を行う建築物にスに掲げる建築物(以下この項において「工場等」という。)以外の建築物の部分及び工場等の部分が含まれている場合の手数料の額は、サ又はシの区
		申請戸数が1を超え5以下のもの	1件につき	10,000円	
		申請戸数が5を超え10以下のもの	1件につき	17,000円	
		申請戸数が10を超えるもの	1件につき	29,000円	

		能 向 上 計 画 に 係 る 同 条 第 3 項 に 規 定 す る 他 の 建 築 物 に 限 る 。)			分に掲げ る額とす る。 5 4 の規 定にかか わらず、 判定を行 う建築物 の主たる 用途が工 場等であ り、工場 等として 判定を行 うことが 適当な建 築物とし て市長が 定めるも の（省令 第 1 条第 1 項第 1 号ロに掲 げる基準 を満たし ているこ とを確認 する場合 に限る。） の判定に
		ケ 一戸建ての住 宅以外の住宅の 共用部分（コに 掲げる住宅の共 用部分を除 く。）	1 件 に つ き	118,000円	
		コ 一戸建ての住 宅以外の住宅の 共用部分（法第 29条第 1 項の認 定を受けた建築 物エネルギー消 費性能向上計画 に係る同条第 3 項に規定する他	1 件 に つ き	10,000円	

		の建築物に限る。)			係る手数料の額は、次の区分に掲げる額とする。
	サ	住宅以外の建築物（ス及びセに掲げる建築物を除く。）（省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）	1 件 につ	94,000円	
	シ	住宅以外の建築物（サ、ス及びセに掲げる建築物を除く。）	1 件 につ	247,000円	
	ス	住宅以外の建築物（セに掲げる建築物以外の用途が工場である建築物その他市長が定める建築物に限る。）	1 件 につ	20,000円	
	セ	住宅以外の建築物（法第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第3項に	1 件 につ	10,000円	

		規定する他の建築物に限る。)			
52の10	法第11条第2項及び第12条第3項に規定する計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	ア 一戸建ての住宅（エに掲げる住宅を除く。） （省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）	1 件 につ	10,000円	1 一戸建ての住宅以外の住宅について、判定を行う建築物の住戸部分をオ、カ又はキのうち2以上の区分により計算する評価方法による場合の手数料の額は、オ、カ又はキの区分に掲げる当該申請の各戸数に応じそれぞれ該当する区分に掲げる額を
		イ 一戸建ての住宅（エに掲げる住宅を除く。） （省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）に掲げる基準又は同号イ（2）及びロ（1）に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）	1 件 につ	14,000円	
		ウ 一戸建ての住宅（ア、イ及びエに掲げる住宅を除く。）	1 件 につ	19,000円	
		エ 一戸建ての住	1 件 につ	3,000円	

		宅（法第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第3項に規定する他の建築物に限る。）	き			合計した額（当該合計した額が、きの区分（当該建築物の住戸部分を
	オ	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（クえ10以下に掲げる住宅の住戸部分を除く。）（省令第1条第1	申請戸数が1のもの	1件につき	10,000円	オ及びカの区分により計算する評価方法による場合は、カの区分）に掲げる当該申請の全戸数に応じそれぞれ該当する区分に掲げる額を超える場合にあっては、当該額）とする。
			申請戸数が1を超え5以下のもの	1件につき	19,000円	
			申請戸数が5を超え10以下のもの	1件につき	27,000円	
			申請戸数が10を超えるもの	1件につき	40,000円	2 一戸建

					ての住宅 以外の住 宅につい て、判定 に係る建 築物の共 用部分を 計算する 評価方法 による場 合の手数 料の額は、オ、 カ、キ又 はクの区 分に掲げ る当該申 請戸数に 応じそれ ぞれ該当 する区分 に掲げる 額（１に 規定する 場合にあ っては、 その規定 により計 算した額）及び
	項 第 ２ 号 イ （２） 及 び ロ （２） に 掲 げ る 基 準 を 満 た し て い る こ と を 確 認 す る 場 合 に 限 る 。 ）				
	カ 一 戸 建 て の 住 宅 以 外 の 住 宅 の 住 戸 部 分	申 請 戸 数 が １ の も の 申 請 戸 数 が １ を 超 え ５ 以 下 の も の 申 請 戸 数 が ５ を 超	１ 件 に つ き １ 件 に つ き １ 件 に つ き	14,000円 29,000円 41,000円	

		(ク	え 10 以下			ケ又はコ
		に 掲	のもの			の区分に
		げ る	申 請 戸 数	1 件 に つ	58,000円	掲げる額
		住 宅	が 10 を 超	き		を合計し
		の 住	えるもの			た額とす
		戸 部				る。
		分 を				3 一戸建
		除				ての住宅
		く。)				以外の住
		(省				宅につい
		令 第				て、判定
		1 条				を行う建
		第 1				築物に住
		項 第				宅以外の
		2 号				建築物が
		イ				含まれて
		(1)				いる場合
		及 び				の手数料
		ロ				の額は、
		(2)				オ、カ、
		に 掲				キ又はク
		げ る				の区分に
		基 準				掲げる当
		又 は				該申請戸
		同 号				数に応じ
		イ				それぞれ
		(2)				該当する
		及 び				区分に掲
		ロ				げ る 額
		(1)				(1 又は

		に 掲 げ る 基 準 を 満 た し て い る こ と を 確 認 す る 場 合 に 限 る 。)			2 に 規 定 す る 場 合 に あ っ て は、こ れ ら の 規 定 に よ り 計 算 し た 額） 及 び サ、シ、 ス 又 は セ の 区 分 に 掲 げ る 額 （ 4 に 規 定 す る 場 合 に あ っ て は、そ の 規 定 に よ り 計 算 し た 額） を 合 計 し た 額 と す る。
キ	一 戸 建 て の	申 請 戸 数 が 1 の も の	1 件 に つ き	19,000円	4 住宅以 外の建 築 物につい て、判定 を行 う 建 築物にス に掲げる 建 築 物
	住 宅 以 外 の 住 宅 の	申 請 戸 数 が 1 を 超 え 5 以 下 の も の	1 件 に つ き	38,000円	
	住 戸 部 分 （ オ 、 カ	申 請 戸 数 が 5 を 超 え 10 以 下 の も の	1 件 に つ き	54,000円	
	及 び ク に 掲 げ る 住 宅 の	申 請 戸 数 が 10 を 超 え る も の	1 件 に つ き	77,000円	

		住戸 部 分 を 除 く 。)			(以下この項において「工場等」という。)
	ク	一 戸 建 て の	申請戸数が1のも の	1件につき 3,000円	以外の建築物の部分及び工場等の部分が含まれている場合の手数料の額は、サ又はシの区分に掲げる額とする。
		住 宅 以 外 の 住 宅 の	申請戸数が1を超え5以下のもの	1件につき 6,000円	5 4の規定にかかわらず、判定を行う建築物の主たる用途が工場等であり、工場等として判定を行うことが
		住 戸 部 分 (法 第29 条第 1項 の認 定を 受け た建 築物 エネ ルギ ー消 費性 能向 上計 画に	申請戸数が5を超え10以下のもの	1件につき 10,000円	
			申請戸数が10を超えるもの	1件につき 17,000円	

		係る同条第3項に規定する他の建築物に限る。)			適当な建築物として市長が定めるもの（省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）の判定に係る手数料の額は、スの区分に掲げる額とする。
		ケ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（コに掲げる住宅の共用部分を除く。）	1 件につき	60,000円	
		コ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（法第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第3項に規定する他の建築物に限る。）	1 件につき	6,000円	

	サ 住宅以外の建築物（ス及びセに掲げる建築物を除く。）（省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）	1 件 につ	48,000円
	シ 住宅以外の建築物（サ、ス及びセに掲げる建築物を除く。）	1 件 につ	124,000円
	ス 住宅以外の建築物（セに掲げる建築物以外の用途が工場である建築物その他市長が定める建築物に限る。）	1 件 につ	11,000円
	セ 住宅以外の建築物（法第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第3項に規定する他の建築物に限る。）	1 件 につ	6,000円

52の11	法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料	1 登録住宅性能評価機関が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すること証する書面を添付する場合その他市長が定める方法によ	ア 一戸建ての住宅		1 件につき	5,000円	1 2の区分に掲げる場合において、一戸建ての住宅について、申請に係る建築物の住戸部分をエ、オ又はカのうち2以上の区分により計算する評価方法による場合の手数料の額は、エ、オ又はカの区分に掲げる当該申請の各戸数に応じそれぞれ該当する
			イ 一戸建ての住宅	申請戸数が1のもの	1 件につき	5,000円	
					1 件につき	10,000円	
					1 件につき	17,000円	
					1 件につき	29,000円	

		る 場 合	ウ 一 戸 建ての住 宅以外の 住宅の共 用部分	1 件 に つ	10,000円	区分に掲 げる額を 合計した 額（当該 合計した 額が、カ の 区 分 （当該建 築物の住 戸部分を エ及びオ の区分に より計算 する評価 方法によ る 場 合 は、オの 区分）に 掲げる当 該申請の 全戸数に 応じそれ ぞれ該当 する区分 に掲げる 額を超え る場合に あ っ て は、当該 額）とす
			エ 住 宅 以外の建 築物	1 件 に つ	10,000円	
		2 1 に 掲 げ る 場 合 以 外 の 場 合	ア 一 戸 建ての住 宅（省令 第10条第 2 号 イ （2）及び ロ（2）に 掲げる基 準を満た している ことを確 認する場 合 に 限 る。）	1 件 に つ	19,000円	
			イ 一 戸 建ての住 宅（省令 第10条第 2 号 イ （1）及び ロ（2）に 掲げる基	1 件 に つ	28,000円	

				準又は同 号イ(2) 及びロ (1)に掲 げる基準 を満たし ているこ とを確認 する場合 に限 る。)			る。
				ウ 一戸 建ての住 宅(ア及 びイに掲 げる住宅 を除 く。)	1 件につ き	37,000円	2 一戸建 ての住宅 以外の住 宅につい て、申請 に係る建 築物の共 用部分を 計算する 評価方法 による場 合の手数 料の額は、イの 区分(2 の区分に 掲げる場 合にあっては、 エ、オ又 はカの区 分)に掲 げる当該 申請戸数 に応じそ れぞれ該 当する区 分に掲げ る額(1
			エ 一 戸建 ての 住宅 以外 の住	申請 戸数 が1 のも の	1 件につ き	19,000円	
			の 住宅 以外 の住	申請 戸数 が1 を超 え5 以下 のも	1 件につ き	36,000円	

			宅の			に規定する
			の申請戸数が5を超え10以下のも	1件につき	51,000円	る場合にあっては、その規定により計算した額）及びウの区分（2の
			第10条第2号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準を満たす	申請戸数が10を超えるもの	1件につき	74,000円
						3 一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料

				していることを確認する場合に限る。)				の額は、 イの区分 (2の区 分に掲げ る場合に あつて は、エ、 オ又はカ の区分) に掲げる 当該申請 戸数に応 じそれぞ れ該当す る区分に 掲げる額 (1又は
				オ 一 戸 建 て の 住 宅 以 外 の 住 宅	申請 戸数 が1 のも の	1件につ き	28,000円	2に規定 する場合 にあつて は、これ らの規定 により計 算した 額)及び
					申請 戸数 が1 を超 え5 以下 のも の	1件につ き	55,000円	エの区分 (2の区 分に掲げ る場合に あつて

			の申請戸数が5を超え10以下のも	1件につき	78,000円	は、ク又はケの区分）に掲げる額を合計した額とする。
			第10条第2号イ（1）及びロ（2）に掲げる基準又は同号	申請戸数が10を超えるもの	1件につき	110,000円
						4 申請に係る建築物（法第29条第3項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項に規定する申請建築物及び他の建築物。次項及び52の14の項において同じ。）に一戸建ての住宅、一戸建ての住宅以外の

				イ (2))及 び ロ (1))に 掲 げ る 基 準 を 満 た し て い る こ と を 確 認 す る 場 合 に 限				住宅の住 戸部分、 一戸建て の住宅以 外の住宅 の共用部 分及び住 宅以外の 建築物の いずれか 2つ以上 が含まれ ている場 合にあっ ては、そ れぞれ該 当する区 分に掲げ る額を合 算した額 とする。 ただし、 一戸建て の住宅以 外の住宅 の共用部 分につい ては、当 該部分を 計算する
--	--	--	--	--	--	--	--	--

				る。)				評価方法 による場 合に限っ て、当該 区分に掲 げる額を 合算する ものとし る。
				カ 一 戸 建 て の 住 宅 以 外 の 住 宅 の 住 戸 部 分 （ エ 及 び オ に 掲 げ る 住	申 請 戸 数 が 1 の も の	1 件 に つ き	37,000円	
					申 請 戸 数 が 1 を 超 え 5 以 下 の も の	1 件 に つ き	75,000円	5 法第30 条第2項 の規定に 基づき建 築物エネ ルギー消 費性能向 上計画が 建築基準 法第6条 第1項に 規定する 建築基準 関係規定 に適合す るかどうかの審査 の申出があつた場 合にあつては、40
					申 請 戸 数 が 5 を 超 え 10 以 下 の も の	1 件 に つ き	105,000円	
					申 請 戸 数 が 10 を 超 え る もの	1 件 に つ き	148,000円	

			宅 の 住 戸 部 分 を 除 く 。)			の項（備考の欄を含む。） で定める額を加えた額とする。
			キ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	1 件につき	118,000円	6 法第29条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、認定を行う計画に係る一の建築物ごとに算出した額を合計した額とする。
			ク 住宅以外の建築物（省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）	1 件につき	94,000円	
			ケ 住宅	1 件につき	247,000円	

			以外の建 築物（ク に掲げる 建築物を 除く。）	き		
52の12	法第31条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請手数料	1 登録住宅性能評価機関が	ア 一戸建ての住宅	1 件につ	3,000円（新	1 2の区 分に掲げ る場合に おいて、 一戸建て の住宅以 外の住宅 につい て、申請 に係る建 築物の住 戸部分を エ、オ又 はカのう ち2以上 の区分に より計算 する評価 方法によ る場合の 手数料の 額は、 エ、オ又 はカの区 分に掲げ
				き	たに追加さ れる建築物 にあって は、5,000 円)	
				イ 申請戸数が1戸建ての住宅以外	1 件につ き が1 の も の 申請戸数が1を超え5以下の	
				申請戸数が5を超え10	1 件につ き が5 を 超 え10 申請戸数が5を超え10	
					6,000円（新 たに追加さ れる建築物 にあって は、10,000 円)	
					10,000円（ 新たに追加 される建築 物にあって は、17,000	

		市長 が定 める 方法 によ る場 合	以下 のも の		円)	る当該申 請の各戸 数に応じ それぞれ 該当する 区分に掲 げる額を 合計した 額(当該 合計した 額が、カ の区分 (当該建 築物の住 戸部分を エ及びオ の区分に より計算 する評価 方法によ る場合は、オの 区分)に 掲げる当 該申請の 全戸数に
			申請 戸数 が10 を超 える もの	1件につ き	17,000円(新 たに追加 される建 築物にあ って、29,000 円)	
			ウ 一戸 建ての住 宅以外の 住宅の共 用部分	1件につ き	6,000円(新 たに追加さ れる建 築物にあ って、10,000 円)	
			エ 住宅 以外の建 築物	1件につ き	6,000円(新 たに追加さ れる建 築物にあ って、10,000 円)	

2	1	ア 一戸建ての住宅（省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）	1 件につき	10,000円（新たに追加される建築物にあっては、19,000円）	応じそれぞれ該当する区分に掲げる額を超える場合にあつては、当該額）とする。
		イ 一戸建ての住宅（省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）に掲げる基準又は同号イ（2）及びロ（1）に掲げる基準を満たしていることを確認	1 件につき	14,000円（新たに追加される建築物にあっては、28,000円）	2 一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の共用部分を計算する評価方法による場合の手数料の額は、イの区分（2の区分に掲げる場合にあつては、エ、オ又

		する場合に限る。)			はカの区分)に掲げる当該申請戸数に 応じそれぞれ該当する区分に掲げる額(1に規定する場合にあっては、その規定により計算した額)及びウの区分(2の区分に掲げる場合にあっては、キの区分)に掲げる額を合計した額とする。
	ウ	一戸建ての住宅(ア及びイに掲げる住宅を除く。)	1件につき	19,000円(新たに追加される建築物にあっては、37,000円)	
	エ	申請戸数が1のものを	1件につき	10,000円(新たに追加される建築物にあっては、19,000円)	
	住	申請戸数が1を超え5以下のものを	1件につき	19,000円(新たに追加される建築物にあっては、36,000円)	
	住	申請戸数が5を超え10以下の省	1件につき	27,000円(新たに追加される建築物にあっては、51,000円)	3 一戸建ての住宅以外の住

			令 第 10 条 第 2 号 イ (2) 及 び ロ (2))に 掲 げ る 基 準 を 満 た し て い る こ と を 確	の も の 申 請 戸 数 が 10 を 超 え る も の	1 件 に つ き	40,000円 (新たに追加される建築物にあっては、74,000円)	宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、イの区分(2の区分に掲げる場合にあっては、エ、オ又はカの区分)に掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ該当する区分に掲げる額(1又は2に規定する場合にあっては、これ
--	--	--	--	--	-----------------------	------------------------------------	---

					らの規定により計算した額) 及びエの区分(2の区分に掲げる場合にあつては、ク又はケの区分)に掲げる額を合計した額とする。
	認 す る 場 合 に 限 る。)				
	オ	申請戸数が1のものの	1件につき	14,000円(新たに追加される建築物にあつては、28,000円)	
	住宅以外の住宅の	申請戸数が1を超え5以下のものの	1件につき	29,000円(新たに追加される建築物にあつては、55,000円)	4 申請に係る建築物に一户建ての住宅、一户建ての住宅以外の住宅の住戸部分、
	住戸部分(省令	申請戸数が5を超え10以下のもの	1件につき	41,000円(新たに追加される建築物にあつては、78,000円)	一户建ての住宅以外の住宅の共用部分及び住

				第 10 条 第 2 号 イ (1) 及び ロ (2) に掲げる基準又は同号イ (2) 及び ロ (1) に掲	の 申請 戸数 が 10 を超えるもの	1 件につき	58,000円 (新たに追加される建築物にあっては、110,000円)	宅以外の建築物のいずれか 2 つ以上が含まれている場合にあっては、それぞれ該当する区分に掲げる額を合算した額とする。ただし、一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分については、当該部分を計算する評価方法による場合に限って、当該区分に掲げる額を合算する
--	--	--	--	---	---------------------	--------	-------------------------------------	--

							ものとする。 5 法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合にあっては、41の項（備考の欄を含む。）で
			げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）				
	カ	申請戸数が1戸建ての	1件につき		19,000円（新たに追加される建築物にあっては、37,000円）		

			住宅以外 の住宅 の	申請戸数が1を超え5以下のもの	1件につき	38,000円（新たに追加される建築物にあっては、75,000円）	定める額を加えた額とする。 6 法第29条第3項の規定の適用を受ける場合
			住戸部分（エ及びオに掲げる住宅の住戸部分を除	申請戸数が5を超え10以下のもの	1件につき	54,000円（新たに追加される建築物にあっては、105,000円）	の手数料の額は、変更の認定を行う計画に係る一の建築物（変更が行われない建築物を除く。）ごとに算出した額を合計した額とする。
				申請戸数が10を超えるもの	1件につき	77,000円（新たに追加される建築物にあっては、148,000円）	

			く。)			
			キ 一戸建ての住宅の共用部分	1 件につき	60,000円（新たに追加される建築物にあっては、118,000円）	
			ク 住宅以外の建築物（省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）	1 件につき	48,000円（新たに追加される建築物にあっては、94,000円）	
			ケ 住宅以外の建築物（クに掲げる建築物を除く。）	1 件につき	124,000円（新たに追加される建築物にあっては、247,000円）	

52の13	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条に規定する軽微な変更に該当することを証する書面の交付手数料	1 一戸建ての住宅（省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）	1 件につき	5,000円	1 一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の住戸部分を4、5又は6のうち2以上の区分により計算する評価方法による場合の手数料の額は、4、5又は6の区分に掲げる当該申請の各戸数に応じそれぞれ該当する区分に掲げる額を合計した額（当該
		2 一戸建ての住宅（省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）に掲げる基準又は同号イ（2）及びロ（1）に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）	1 件につき	7,000円	
		3 一戸建ての住宅（1及び2に掲げる住宅を除く。）	1 件につき	10,000円	
		4 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（省令第1条第1項第2号イ（2）及び	申請戸数が1戸のも申請戸数	5,000円	
		1項第2号イ（2）及び	申請戸数	9,000円	

		ロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	が 1			合計した額が、6の区分（当該建築物の住戸部分を4及び5の区分により計算する評価方法による場合は、5の区分）に掲げる当該申請の全戸数に応じそれぞれ該当する区分に掲げる額を超える場合にあっては、当該額）とする。 2 一戸建ての住宅以外の住
			を 超			
			え 5			
		以下のも	の			
			申請戸数が5を超え10以下のもの	1 件につき	14,000円	
			申請戸数が10を超えるもの	1 件につき	20,000円	
		5 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ	申請戸数が1以下のもの	1 件につき	7,000円	
			申請戸数が1を超え5	1 件につき	14,000円	

		(2)及びロ (1)に掲げ る基準を満 たしている ことを確認 する場合に 限る。)	以下 の も の			宅につい て、申請 に係る建 築物の共 用部分を 計算する 評価方法 による場 合の手数 料の額は、4、 5又は6 の区分に 掲げる当 該申請戸 数に応じ それぞれ 該当する 区分に掲 げ る 額 (1に規 定する場 合にあっ ては、そ の規定に より計算 した額) 及び7の 区分に掲 げる額を
			申請 戸数 が5 を超 え10 以下 の も の	1 件 に つ き	20,000円	
			申請 戸数 が10 を超 える もの	1 件 に つ き	29,000円	
		6 一戸建て の住宅以外 の住宅の住 戸部分(4 及び5に掲 げる住宅の 住戸部分を 除く。)	申請 戸数 が1 の も の	1 件 に つ き	10,000円	
			申請 戸数 が1 を超 え5 以下 の も の	1 件 に つ き	19,000円	

			申請戸数が5を超え10以下のもの	1件につき	27,000円	合計した額とする。 3 一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、4、5又は6の区分に掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ該当する区分に掲げる額（1又は2に規定する場合にあっては、こ
			申請戸数が10を超えるもの	1件につき	38,000円	
		7 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分		1件につき	30,000円	
		8 住宅以外の建築物（10に掲げる建築物を除く。）（省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）		1件につき	24,000円	
		9 住宅以外の建築物（8及び10に掲げる建築物を除く。）		1件につき	62,000円	

		10 住宅以外の建築物（用途が工場である建築物その他市長が定める建築物に限る。）	1 件 につ	6,000円	これらの規定により計算した額）及び8、9又は10の区分に掲げる額（4に規定する場合にあっては、その規定により計算した額）を合計した額とする。 4 住宅以外の建築物について、判定を行う建築物に10の区分に掲げる建築物（以下この項において「工場
--	--	--	--------	--------	--

						等」とい う。) 以 外の建 築物 の部分 及び工 場等 の部分 が含ま れてい る場 合の手 数料の 額は、 8又は 9の区 分に掲 げる額 とする。 5 4の規 定にか かわら ず、判 定を行 う建 築物の 主たる 用途が 工場等 であり 、工場 等とし て判定 を行う ことが 適当な 建 築物とし て市長が
--	--	--	--	--	--	--

						定めるもの（省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）の判定に係る手数料の額は、10の区分に掲げる額とする。
--	--	--	--	--	--	--

別表52の14の項を同表52の15の項とし、同表52の13の項の次に次のように加える。

52の14	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条に規定する軽微な変更に関する証明書の交付手数料	1 登録住宅性能評価機関が法第30条第1項各	ア 一戸建ての住宅		1 件につき	2,000円	1 2の区分に掲げる場合において、一戸建ての住宅以外について、申請に係る建
			イ	申請戸数が1以上の住宅	1 件につき	2,000円	
					1 件につき	3,000円	

		号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合その他市長が定める方法による場合	宅が1			建築物の住戸部分をエ、オ又はカのうち2以上の区分により計算する評価方法による場合の手数料の額は、エ、オ又はカの区分に掲げる当該申請の各戸数に応じそれぞれ該当する区分に掲げる額を合計した額（当該合計した額が、カの区分（当該建築物の住戸部分を
			以外	を超え5		
			の住宅	以下のもの		
			の申請戸数が5	を超え10	1件につき	
			の部分	以下のもの	き	5,000円
				の申請戸数が10	1件につき	9,000円
				を超えるもの	き	
		ウ	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分		1件につき	3,000円
			エ 住宅以外の建築物		1件につき	3,000円
		2 1	ア 一戸建ての		1件につき	5,000円
		に掲	き		き	

		げ る 場 合 以 外 の 場 合	住 宅 （ 省 令 第 10 条 第 2 号 イ（ 2 ） 及 び ロ （ 2 ）に 掲 げ る 基 準 を 満 た し て い る こ と を 確 認 す る 場 合 に 限 る。）		エ及びオ の区分に より計算 する評価 方法によ る 場 合 は、オの 区分）に 掲げる当 該申請の 全戸数に 応じそれ ぞれ該当 する区分 に掲げる 額を超え る場合に あ っ て は、当該 額）とす る。
			イ 一 戸 建ての住 宅（省令 第10条第 2 号 イ （ 1 ）及 び ロ（ 2 ）に 掲げる基 準又は同 号イ（ 2 ） 及 び ロ （ 1 ）に掲 げる基準 を満たし	1 件 に つ き	7, 000円

		ているこ とを確認 する場合 に限 る。)			評価方法 による場 合の手数 料の額 は、イの
	ウ	一戸 建ての住 宅（ア及 びイに掲 げる住宅 を除 く。）	1件につ き	10,000円	区分（2 の区分に 掲げる場 合にあっ ては、 エ、オ又 はカの区 分）に掲
	エ	申請 一戸数 が一戸 建ての の申請 戸数が 1を超 え5以 下の住 宅の	1件につ き	5,000円	げる当該 申請戸数 に応じそ れぞれ該 当する区 分に掲げ
		の申請 戸数が 1を超 え5以 下の住 宅の	1件につ き	9,000円	る額（1 に規定す る場合に あって は、その 規定によ
		の申請 戸数が 5を超 え10	1件につ き	14,000円	り計算し た額）及 びウの区 分（2の 区分に掲

			(以下 省令 第10 条第 2号 イ(2) 及び ロ(2) に掲 げる 基準 を満 たし てい るこ と	以下 のも の 申請 戸数 が10 を超 える もの	1件に つき	20,000円	げる場合 にあって は、キの 区分)に 掲げる額 を合計し た額とす る。 3 一戸建 ての住宅 以外の住 宅につい て、申請 に係る建 築物に住 宅以外の 建築物が 含まれて いる場合 の手数料 の額は、 イの区分 (2の区 分に掲げ る場合に あって は、エ、 オ又はカ の区分) に掲げる
--	--	--	---	--	-----------	---------	--

					を 確 認 す る 場 合 に 限 る。)				当該申請 戸数に応 じそれぞ れ該当す る区分に 掲げる額 (1又は 2に規定 する場合 にあって は、これ らの規定 により計 算した額) 及びエの区分 (2の区 分に掲げ る場合に あって は、ク又 はケの区 分)に掲 げる額を 合計した 額とする。
				オ	申請 戸数 が1 のも の	1件につ き	7,000円		4 申請に 係る建築 物に一戸
				の	申請 戸数 が1 を超 え5 以下 のも の	1件につ き	14,000円		
				の	申請 戸数 が5 を超 え10 以下	1件につ き	20,000円		

				省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)	のもの			建ての住宅、一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分、一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分及び住宅以外の建築物のいずれか2つ以上が含まれている場合にあつては、それぞれ該当する区分に掲げる額を合算した額とする。ただし、一戸建ての住宅以外の住宅の共用部
					申請戸数が10を超えるもの	1件につき	29,000円	

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

て の の 住 宅 以 外 の 住 宅	申 請 戸 数 が 1 を 超 え 5 以 下 の も の	1 件 に つ き	19,000円	合 計 し た 額 と す る。
	申 請 戸 数 が 5 を 超 え 10 以 下 の も の	1 件 に つ き	27,000円	
	申 請 戸 数 が 10 を 超 え る も の 住 宅 の 住 戸 部 分	1 件 に つ き	38,000円	

		を 除 く。)			
		キ 一 戸 建ての住 宅以外の 住宅の共 用部分	1 件 に つ き	30,000円	
		ク 住 宅 以 外 の 建 築 物 (省 令 第 10 条 第 1 号 イ (2) 及 び ロ (2) に 掲 げ る 基 準 を 満 た し て い る こ と を 確 認 す る 場 合 に 限 る。)	1 件 に つ き	24,000円	
		ケ 住 宅 以 外 の 建 築 物	1 件 に つ き	62,000円	

			(クに 掲げる 建築物 を除く。)			
--	--	--	----------------------------	--	--	--

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後に申請があったものに係る手数料から適用し、施行日前に申請があったものについては、なお従前の例による。

議第 8 号

多治見市国民健康保険条例の一部を改正するについて

多治見市国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日 提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市国民健康保険条例の一部を改正する条例

多治見市国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条の 6 中「65万円」を「66万円」に改める。

第15条の 6 の12中「24万円」を「26万円」に改める。

第20条第 1 項各号列記以外の部分中「65万円」を「66万円」に改め、同項第 2 号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第 3 号中「545,000円」を「56万円」に改め、同条第 3 項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第 4 項中「65万円」を「66万円」に改める。

第20条の 4 第 1 項各号列記以外の部分中「65万円」を「66万円」に改め、同条第 3 項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第 7 項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第 8 項中「65万円」を「66万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第15条の 6、第15条の 6 の12、第20条及び第20条の 4 の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第9号

多治見市営住宅管理条例の一部を改正するについて

多治見市営住宅管理条例（昭和49年条例第13号）の一部を次のように改正するものとする。

令和7年2月20日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市営住宅管理条例の一部を改正する条例

多治見市営住宅管理条例（昭和49年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表美坂の部昭和28年度の款を削り、同表高根の部昭和34年度の款中

「

高根町3丁目	簡易耐火構造2階建	4	
高根町3丁目	簡易耐火構造平家建	8	災害住宅

」

を

「

高根町3丁目	簡易耐火構造平家建	4	災害住宅
--------	-----------	---	------

」

に改め、同部昭和35年度の款を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第31号

市政監察契約の締結について

次の者と市政監察契約を締結したいので、多治見市職員による公益通報に関する条例（平成18年条例第53号）第15条第4項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

多治見市長 高 木 貴 行

- 1 契約の目的 市政監察契約
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 次に掲げる額（消費税等の額を含まない。）
 - （1）基本額 月額20,000円
 - （2）実績額 次のア及びイの合計額
 - ア 公益通報に基づく調査1件につき30,000円
 - イ 公益通報に基づく調査1時間につき15,000円。ただし、1時間に満たない時間については、30分未満は7,500円とし、30分以上は15,000円とする。
- 4 契約の相手方 多治見市栄町3丁目39番地
国光 健宏
- 5 契約期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議第32号

工事請負契約の変更について

令和5年12月20日議第115号をもって議決を経た星ヶ台運動公園整備工事に係る大日本・井戸・新興特定建設工事共同企業体との工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和7年2月20日提出

多治見市長 高 木 貴 行

契約金額「948,200,000円」を「980,025,200円」に変更する。

議第33号

多治見市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を多治見市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年2月20日提出

多治見市長 高 木 貴 行

住 所	氏 名	生年月日	備 考
***** *	加藤 洋司	*****	新任（任期は、令和10年3月25日まで）

提案理由

本市固定資産評価審査委員会委員 大坪 弘典氏の任期が、令和7年3月25日に満了するため、後任として加藤 洋司氏を新たに選任する。

議第34号

多治見市子どもの権利擁護委員の選任について

次の者を多治見市子どもの権利擁護委員に選任したいので、多治見市子どもの権利に関する条例（平成15年条例第27号）第13条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年2月20日提出

多治見市長 高 木 貴 行

住 所	氏 名	生年月日	備 考
***** ***** ***	藤田 聖典	*****	再任（任期は、令和10年3月31日まで）

提案理由

本市子どもの権利擁護委員 藤田 聖典氏の任期が、令和7年3月31日に満了するため、同氏を引き続き選任する。

議第35号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

多治見市長 高 木 貴 行

区分	整理番号	路 線 名	起 終	点 点	重要な 経過地
廃止	0 1 8 0	0 1 5 2 0 0	多治見市 東町1丁目9番14 同 市 東町4丁目9番1	地先から 地先まで	
認定	0 1 8 0	0 1 5 2 0 0	多治見市 東町1丁目57番2 同 市 東町4丁目6番10	地先から 地先まで	

議第36号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

多治見市長 高 木 貴 行

区分	整理番号	路 線 名	起 終	点 点	重要な 経過地
廃止	2 3 3 1	2 1 1 9 4 0	多治見市 同 市	白山町1丁目32番3 音羽町1丁目70番1	地先から 地先まで
認定	2 3 3 1	2 1 1 9 4 0	多治見市 同 市	音羽町1丁目230番 音羽町1丁目234番	地先から 地先まで

議第37号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

多治見市長 高 木 貴 行

区分	整理番号	路 線 名	起 終	点 点	重要な 経過地
廃止	3 1 5 0	3 1 5 4 0 0	多治見市 同 市	小名田町東谷20番 6 東山 2 丁目42番	地先から 地先まで
認定	3 1 5 0	3 1 5 4 0 0	多治見市 同 市	小名田町東谷20番 6 高田町長湫 1 番 2	地先から 地先まで
廃止	3 1 8 6	3 1 5 4 3 4	多治見市 同 市	東山 1 丁目36番 1 高田町長湫 1 番 2	地先から 地先まで
廃止	3 1 8 7	3 1 5 4 3 5	多治見市 同 市	東山 1 丁目37番 4 東山 1 丁目30番 1	地先から 地先まで
認定	3 1 8 7	3 1 5 4 3 5	多治見市 同 市	東山 1 丁目26番 2 東山 2 丁目11番 9	地先から 地先まで

議第38号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

多治見市長 高 木 貴 行

区分	整理番号	路 線 名	起 終	点 点	重要な 経過地
廃止	5 3 4 9	5 2 2 1 3 9	多治見市 同 市	赤坂町2丁目42番22 赤坂町2丁目42番20	地先から 地先まで
認定	5 3 4 9	5 2 2 1 3 9	多治見市 同 市	赤坂町2丁目42番22 赤坂町2丁目62番40	地先から 地先まで

議第39号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

多治見市長 高 木 貴 行

区分	整理番号	路 線 名	起 終	点 点	重要な 経過地
廃止	6 2 9 7	6 3 2 1 0 1	多治見市 同 市	松坂町4丁目1番1 松坂町4丁目1番1	地先から 地先まで
認定	6 2 9 7	6 3 2 1 0 1	多治見市 同 市	松坂町4丁目1番13 松坂町4丁目4番14	地先から 地先まで

議第40号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

多治見市長 高 木 貴 行

区分	整理番号	路 線 名	起 終	点 点	重要な 経過地
認定	5 3 7 9	5 1 3 4 4 1	多治見市 同 市	小泉町5丁目161番4 小泉町5丁目159番1	地先から 地先まで
認定	5 3 8 0	5 1 3 4 4 2	多治見市 同 市	小泉町5丁目87番1 小泉町5丁目158番1	地先から 地先まで

議第41号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

多治見市長 高 木 貴 行

区分	整理番号	路 線 名	起 終	点 点	重要な 経過地
認定	5 3 8 1	5 1 3 4 4 3	多治見市 同 市	小泉町4丁目215番4 小泉町4丁目217番2	地先から 地先まで

議第42号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

多治見市長 高 木 貴 行

区分	整理番号	路 線 名	起 終	点 点	重要な 経過地
認定	5 3 8 2	5 2 2 3 3 6	多治見市 同 市	根本町4丁目31番5 根本町4丁目31番10	地先から 地先まで
認定	5 3 8 3	5 2 2 3 3 7	多治見市 同 市	根本町4丁目31番11 根本町4丁目31番13	地先から 地先まで

議第43号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

多治見市長 高 木 貴 行

区分	整理番号	路 線 名	起 終	点 点	重要な 経過地
認定	6 3 3 0	6 3 2 1 0 2	多治見市 同 市	松坂町4丁目1番6 松坂町4丁目4番14	地先から 地先まで
認定	6 3 3 1	6 3 2 1 0 3	多治見市 同 市	松坂町4丁目1番7 松坂町4丁目4番19	地先から 地先まで

議第44号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

多治見市長 高 木 貴 行

区分	整理番号	路 線 名	起 終 点	重要な経過地
認定	6 3 3 2	6 3 2 1 0 4	多治見市 松坂町4丁目1番9 同 市 松坂町4丁目2番33	地先から 地先まで
認定	6 3 3 3	6 3 2 1 0 5	多治見市 松坂町4丁目2番31 同 市 松坂町4丁目2番20	地先から 地先まで
認定	6 3 3 4	6 3 2 1 0 6	多治見市 松坂町4丁目2番14 同 市 松坂町4丁目2番8	地先から 地先まで
認定	6 3 3 5	6 3 2 1 0 7	多治見市 松坂町4丁目2番7 同 市 松坂町4丁目2番40	地先から 地先まで

議第45号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

多治見市長 高 木 貴 行

区分	整理番号	路 線 名	起 終	点 点	重要な 経過地
認定	7 2 1 8	7 1 1 0 1 3	多治見市 同 市	滝呂町10丁目32番 1 滝呂町10丁目32番 5	地先から 地先まで